

## 武雄温泉駅観光交流センター運営基本計画等作成業務公募型プロポーザル実施要領【修正版 ①】

### 1. 目的

令和 4 年度秋の西九州新幹線開業に向け、武雄温泉駅の在来線及び新幹線駅に隣接する観光交流センターについて、市民及び観光客の利便性の向上を図るため、観光情報提供及び案内、特産品 P R、市民が集う場所の提供を行うとともに、西九州及び佐賀西部地域のハブ都市（交通の要衝）としての情報発信等の機能の充実を図る。

加えて、在来線に隣接する観光交流センターの大雨や老朽化等に伴う雨漏り対策などの改修を実施するため、在来線及び新幹線、両施設の一体的なデザイン、コンセプト及び整備が必要となるため基本計画を作成し、基本計画に沿った設計及び施工監理を行うことにより、一体的に効率的かつ魅力ある空間演出を行うものである。

この公募型プロポーザルでは、武雄温泉駅の在来線及び新幹線駅に隣接する観光交流センターにおいて必要と思われる各種機能（観光情報提供及び案内、特産品 P R、市民が集う場所の提供、西九州及び佐賀西部地域のハブ都市（交通の要衝）としての情報発信等の機能、雨漏り対策）の方向性とコンセプトの概略とそれに付随する設計及び施工監理業務の概略を提案することを目的とする。

### 2. 概要

#### (1) 業務名

武雄温泉駅観光交流センター運営基本計画等作成業務

#### (2) 業務内容

- ① 武雄温泉駅在来線及び新幹線駅舎隣接観光交流センター運営基本計画作成業務
- ② 武雄温泉駅在来線隣接観光交流センターデザイン、レイアウト等内装工事及び雨漏り対策工事等実施設計作成業務
- ③ 武雄温泉駅新幹線隣接観光交流センターデザイン、レイアウト等内装工事実施設計作成業務

#### ④ ②、③の施工監理業務

#### (3) 対象施設

① 施設名称 武雄温泉駅在来線及び新幹線駅舎隣接観光交流センター

② 設計区分 在来線側：既存施設改修工事  
新幹線側：新設施設 2 期工事

③ 延床面積 在来線側：228 m<sup>2</sup>  
新幹線側：169 m<sup>2</sup>

④ 構造 鉄筋造耐火建築

#### (4) 履行期間

##### ① 業務内容①～③

契約締結日から令和 4 年 3 月 9 日まで

##### ② 業務内容④

業務①～③の完了後、令和 4 年度上期（4 月 1 日～8 月 31 日）の期間にて実施予定

#### (5) 予算額

24,662千円（消費税及び地方消費税を含む）

### **3. 事業者選定方式**

公募型プロポーザル方式とし、審査により選定するものとする。

ただし、参加希望者数が5を超える場合は、参加表明の手続き書類により、書類選考によって選定委員会（プレゼンテーション）の対象者を絞り込むことがある。

提出資料及びプレゼンテーションにより選定委員会にて審査し、優先交渉権者及び交渉権者を選定する。

### **4. 参加資格等**

#### **(1) 参加資格要件（必須条件）**

プロポーザル参加資格は、次の条件を全て満たすこととする。

- ① 令和3年度及び令和4年度入札参加資格審査申請書を武雄市に提出し、登録されていること。入札参加資格については、測量等若しくは物品・製造・庁舎維持管理業務委託等のいずれかに登録されていること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- ③ 本業務の参加表明書提出期限から開札日までの期間中、佐賀県及び県内市町の委託業務にかかる指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- ④ 本業務の優先交渉権者の決定までの間に会社更生法及び民事再生法並びに破産法の規定に基づく申し立てがなされていないこと。
- ⑤ 委託候補者として選定された場合、委託期限内に当該業務の履行完了が可能な体制にあり、業務実施体制編成表に記載した管理技術者その他の技術者を確実に配置できること。
- ⑥ 建築担当技術者及び施工監理技術者は、参加希望者もしくは協力者（協力事務所※下記（2）参照）の中において公告日時点において3か月以上の常勤である一級建築士の資格を有する者でなければならない。

#### **(2) 協力者（協力事務所）**

本業務に関する専門分野について、協力者（協力事務所）を加えることができる。ただし、この協力者（協力事務所）となったものは、本業務が完了するまで責任を持って関わる意思と能力を持つものであること。また、契約締結後、提案書に記載した技術者を確実に本業務に従事させること。また、この協力者（協力事務所）となった者及びその者の所属する事務所等は、(1)の資格要件に関わらず、本プロポーザルにおける参加資格を有せず、重ねて協力者（協力事務所）となることはできない。

### **5. 参加表明の手続き及び資格審査**

(1) 参加希望者は、下記の書類を令和3年11月5日（金）午後5時（必着）までに武雄市役所ハブ都市・新幹線課に提出しなければならない。

- ① 参加表明書【様式1】
- ② 誓約書【様式2】
- ③ 業務実施体制編成表【様式3】

- ④ 技術者経歴表【様式4】
  - ⑤ 協力者（協力事務所）名簿【様式5】
  - ⑥ 類似事業実績書【様式6】
- (2) 提出期限までに参加表明関係書類を提出しない者、又は参加資格がない者は参加することができない。
- (3) 参加希望者数が5を超える場合は、参加表明の手続き書類により、書類選考によって選定委員会（プレゼンテーション）の対象者を絞り込むことがある。

## 6. スケジュール及び手続き等

### (1) スケジュール

| 内容               | 期間等                          |
|------------------|------------------------------|
| 実施要領等の交付         | 令和3年10月15日（金）から              |
| 現地見学の受付 ※希望者のみ   | 令和3年10月29日（金）午後5時（必着）まで      |
| 現地見学の実施 ※希望者のみ   | 令和3年11月4日（木）まで               |
| 質問書の受付           | 令和3年11月1日（月）午後5時（必着）まで       |
| 質問書への回答          | 令和3年11月4日（木）まで               |
| 参加表明の受付          | 令和3年11月5日（金）午後5時（必着）まで       |
| 参加資格確認結果通知 ※（注1） | 令和3年11月9日（火） ※メールにて送信        |
| 提案書等の受付          | 令和3年11月17日（水）午後5時（必着）まで      |
| プレゼンテーション開催日     | 令和3年11月24日（水）～26日（金）のいずれかの予定 |
| 優先交渉権者等決定        | 令和3年11月29日（月）予定              |
| 契約締結期限           | 令和3年12月6日（月）予定               |

※（注1）参加希望者数が5を超える場合は、参加表明の手続き書類により、書類選考によって選定委員会（プレゼンテーション）の対象者を絞り込むことがある。

### (2) 手続き等

#### ① 実施要領等の交付

- ・ 交付日：令和3年10月15日（金）から  
ただし、執務時間外、及び土日・祝日等の休日は交付しない。
- ・ 交付場所：武雄市営業部ハブ都市・新幹線課及び武雄市ホームページよりダウンロード可

#### ② 現地見学受付、実施

- ・ 現地見学受付期間：令和3年10月15日（金）～10月29日（金）午後5時（必着）まで
- ・ 提出書類：現地見学申込書【様式6】
- ・ 提出方法：Eメール（hub@city.takeo.lg.jp）にPDFデータを添付にて提出すること。ただし、提出する場合は事務局に対し電話（0954-23-9160）でEメール着信の確認を行うこと。
- ・ 現地見学実施日：申込書に記載した希望日にて調整し、メールにて実施日を通知  
ただし、執務時間外、及び土日・祝日等の休日は実施しない。

- ・現地見学実施最終日：令和3年11月4日（木）
- ③ 質問書の受付、回答
  - ・質問受付期間：令和3年10月15日（金）～11月1日（月）午後5時（必着）まで
  - ・提出書類：質問書【様式7】
  - ・提出方法：Eメール（hub@city.takeo.lg.jp）にWordデータを添付にて提出すること。  
ただし、提出する場合は事務局に対し電話（0954-23-9160）でEメール着信の確認を行うこと。
  - ・質問回答最終日：令和3年11月4日（木）
  - ・質問回答方法：すべての質問及び回答を参加表明者全員に通知
- ④ 参加表明の受付
  - ・提出期限：令和3年11月5日（金）午後5時（必着）まで
    - ・提出場所：武雄市営業部ハブ都市・新幹線課
  - ・提出書類：参加表明書【様式1】、誓約書【様式2】、業務実施体制編成表【様式3】  
技術者経歴表【様式4】、協力者（協力事務所）名簿【様式5】、類似事業実績書【様式6】
  - ・提出方法：持参、郵送にて提出すること。担当者に受領したことを必ず確認すること。  
また、提出資料についてはEメール（hub@city.takeo.lg.jp）にてPDFデータでも提出すること。ただし、提出する場合は事務局に対し電話（0954-23-9160）でEメール着信の確認を行うこと。
  - ・提出部数：正本1部、副本9部
- ⑤ 参加資格確認結果の通知
  - ・令和3年11月9日（火）に参加表明者全てに対し、メールによりその旨を通知する。  
ただし、参加者希望者数が5を超える場合は、参加表明の手続き書類により、書類選考によって選定委員会（プレゼンテーション）の対象者を絞り込むことがある。
- ⑥ 提案書等の受付
  - ・提出期限：令和3年11月17日（水）午後5時（必着）まで
  - ・提出場所：武雄市営業部ハブ都市・新幹線課
  - ・提出書類：提案提出書【様式9】、プレゼンテーション説明者一覧表【様式10】  
提案書①【様式11】、提案書②【様式12】、運営計画見積書【任意様式】、必要備品一覧見積書【任意様式】
  - ・提出方法：持参、郵送にて提出すること。担当者に受領したことを必ず確認すること。  
また、提出資料についてはEメール（hub@city.takeo.lg.jp）にてPDFデータでも提出すること。ただし、提出する場合は事務局に対し電話（0954-23-9160）でEメール着信の確認を行うこと。
  - ・提出部数：正本1部、副本9部
- ⑦ プレゼンテーション
  - ・開催日：令和3年11月24日（水）～26日（金）のいずれかの予定

※日時、場所については、別途通知する。

  - ・持ち時間：15分 ※説明終了後、10分程度の質疑応答時間を設ける。
  - ・注意事項：提出書類【様式1～12】、運営計画見積書【任意様式】及び必要備品一覧見

積書【任意様式】をもとに説明すること。それ以外の資料は使用しないこと。

・説明者：4名以内とする。

⑧ 優先交渉権者等の決定

・選定委員会により審査し、優先交渉権及び交渉権者を1者ずつ選定する。

⑨ 選定結果の通知

・審査結果については、提案書を提出した者すべてに文書で通知する。

⑩ 契約の締結

・選定した優先交渉権者（優先交渉権者が応募資格を満たさないと判断された場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、交渉権者）と交渉し、契約手続きを進めるものとする。

## 7. 選定委員会

(1) 名称

選定を行う委員会は「武雄温泉駅観光交流センター運営基本計画等作成業務候補者選定委員会」とする。

(2) 構成メンバー

武雄市内商工観光関連団体、武雄市新幹線活用プロジェクト、武雄市で構成する。

(3) 審査方法等

選定委員会会議は、非公開とする。ただし、優先交渉権者については、武雄市ホームページで公表する。

(4) 評価基準

- ① 提案内容の着眼点、創造性、妥当性及び実現性
- ② 業務の理解度と取組意欲
- ③ 業務実施体制づくりの方針
- ④ 類似事業の実績内容

## 8. 評価結果の公表及び通知等

(1) 評価結果の公表

ハブ都市・新幹線課において、選定委員会による審査講評を公表する。

(2) 評価結果の説明

プレゼンテーション参加者は、評価結果について通知日から起算して5日以内（市の閉庁日を除く。）にハブ都市・新幹線課に説明を求めることができる。

(3) 評価結果の通知

最も適した提案者を選定し通知を行う。また、選定した者と契約額等の協議成立後、随意契約を締結する。選定されなかった者に対しても、通知を行う。

## 9. 失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない提案
- (2) 参加表明書に記載された者以外の者が行った提案

- (3) 実施要領等において示した条件等を満たさない提案
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたもの
- (5) 選定結果に影響を与えるような不正な行為を行ったもの

## **10. 提供資料**

次の資料を参考資料として提供する。この参考資料については武雄市ホームページより参加希望者が各々でダウンロードし、取得する。

- (1) 西九州新幹線武雄温泉駅開業に向けた魅力創造行動計画
- (2) 武雄市市勢情報
- (3) 武雄温泉駅在来線及び新幹線駅舎隣接観光交流センター関係図面
- (4) その他必要と認められる資料

## **11. その他留意事項**

- (1) 提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 全ての提案書は返却しない。
- (3) 本プロポーザルに係る情報開示請求があった場合は、武雄市情報公開条例に基づき提案書等を公開する場合がある。
- (4) 提出期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (5) 提案者が1者であっても本プロポーザルは実施し、審査の結果業務を適切に実施できると判断された場合には、当該提案者を優先交渉権者とする。
- (6) 提案書等の内容により、必要に応じて市が内容の説明又は資料の追加提出を求める場合がある。
- (7) 提案書等を提出しなかった者は、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはないものとする。
- (8) 審査の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けない。
- (9) 各手続きや問い合わせ等に可能な時間帯は、9時から17時までとし、土曜日、日曜日及び祝日は除くものとする。
- (10) 優先交渉権者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定したものであり、地方自治法及び同法施行令に基づく契約手続きの完了までは、市との契約関係を生じるものではない。
- (11) 契約締結にあたっては、選定された提案書等をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、当初予定の業務内容、規模及び金額等について、双方確認の上、変更する場合がある。

## **12. 問い合わせ先**

武雄市営業部ハブ都市・新幹線課

住 所：〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和12番地10

電話番号 0954-23-9160

Eメール：hub@city.takeo.lg.jp